

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書

平成 年 月 日

（あて先）札幌市長

届出者

住 所

氏 名

印

（氏名は、法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号 [ ]

資 本 の 額 又 は 出 資 の 総 額 [ 万円]

従 業 員 数 [ 人]

業 種 [ ]

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第5条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場を変更したので届け出ます。

①変更前の事業場

事業場の名称	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	事業場電話番号	

②変更後の事業場

事業場の名称	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	事業場電話番号	

(裏面)

③移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量 (単位)	廃棄物の型式等				移動年月日	変更前の事業場の 名称及び所在地	変更前の 事業場における 番号	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	定格容量等				
合計										

備考

- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場を変更した日から 10 日以内に、変更前の事業場の所在地を管轄する都道府県知事（保健所設置政令市長）及び変更後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事（保健所設置政令市長）に提出すること。（札幌市長あては、1 部提出）
- 「廃棄物の種類」の欄にはその名称を具体的に記入すること。
- 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにそれぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成 13 年度に変更した場合の例：13-001）を付すこと。ただし、容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことが出来ないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。
- 「量（単位）」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することが出来ないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
- 「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法（昭和39 年法律第170 号）第 38 条第4 項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会の PCB 使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。（例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「ポリ塩化ビフェニルの含有量△%」）
- 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
- その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事（保健所設置政令市長）が必要と認める書類を添付すること。
- 都道府県知事（保健所設置政令市長）が定める部数を提出すること。